平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:労働基準局監督課

	法定労働条件の確保・改善を図る	> L	政策体系上の位置付け						
施策名		(Ⅲ-1-1)	できる環 施策目標	安心し 境を整 [1	て快適に 備するこ ・改善を				
施策の概要	労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。								
施策に関するに関する概と達等	【評価結果の概要】 労働基準監督機関による事業場へ 題が認められる事業場を対認められたり、施策目標の達金制度の一方とは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方で	その是事でである。 での是事ではない。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	A E 5 1 5 1 6 1 6 1 7 1 8 1 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 3 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8 1 9 1 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1<	施告 配い で け	が が が が が が が が が が が が が が	る。平成18 と実施してお 大広報誌へ 村広報誌の H18 118,872 40,234 1,219 82.1 -			

		施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	方針演説等内 閣の重要政策	理大臣施政方針演	平成19年1月26日	「経済的に困難な状況にある勤労者の方々の底上げを図るべく、最低 賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、必要な見直 しを行う。」
	(主なもの)			